令和８年度 萩野小学校いじめ防止基本方針

１　いじめの防止についての基本的な考え方

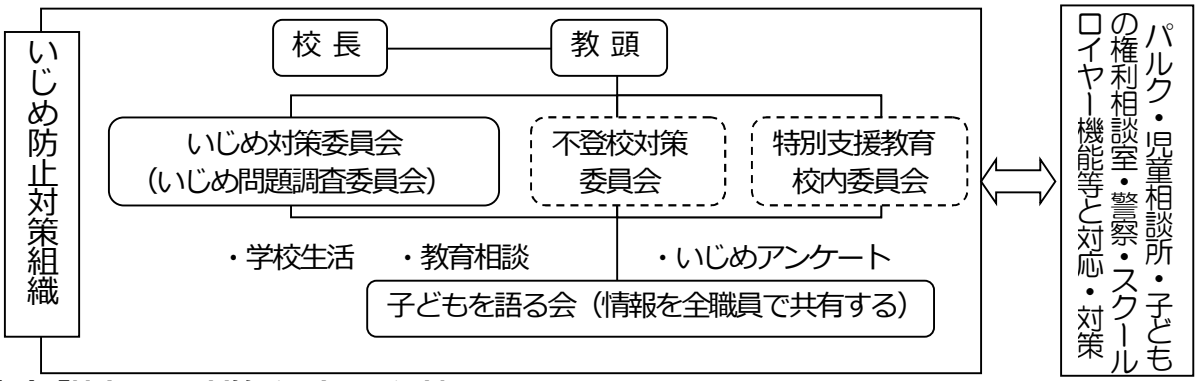
いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。だからこそ、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめ防止に取り組まなければならない。

これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

２　いじめ防止対策組織

校内に、「いじめ防止対策組織」として、「校内いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携し、適切な援助を求める。



（１）「校内いじめ対策委員会」の役割

ア　「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

・教員による「点検と見直しのためのチェックシート」や保護者対象の「学校評価アンケート」を実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ　教職員への共通理解と意識啓発

・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。（教頭）

・年４回のいじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。（生徒指導担当）

・教職員の資質能力向上を目指し、いじめ防止に関する校内研修や伝達講習を計画・実施する。

ウ　児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ　いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、正確な事実の把握に努め、いじめの解消にむけた指導・支援体制を組織する。

・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

・必要に応じて、指導・支援の方針と結果について教育委員会へ報告する。

・「臨時いじめ対策委員会」において犯罪行為が疑われたいじめについては、直ちに学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切に連携を行う。その上で、学校としていじめの再発防止のための指導・支援を継続して行う。

・いじめ解消の判断をする。

・重大事態が起きた場合は、「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。

（2）いじめ対策委員会の構成員

＜教職員＞
〇校長　〇教頭　〇教育相談コーディネーター（教頭）　〇教務主任
〇教育相談主任（養護教諭）　〇生徒指導主任　〇スクールカウンセラー
〇スクールソーシャルワーカー　（パルクとよた）
※必要に応じて、校外の専門的な知識を有する方を加える
〇主任児童委員　〇学校運営協議会委員　〇ＰＴＡ会長　等

（3）「子どもを語る会」の役割

・全教職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

（4）「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

ア　学校の状況に応じて、「子どもを語る会」（毎月１回を基本）と合わせて定期的に開催し、日常の児童の実態を全職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。

イ　緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「いじめ対策委員会」を臨時に開催する。

3　いじめの防止等に関する具体的な取組

（1）未然防止の取組

ア　児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

イ　児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ　児童自らがいじめについて考え、主体的に行動できる取組を充実させる。

エ　教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、相手を思いやる心の醸成を図る。

オ　デジタル・シティズンシップ教育を推進し、児童がインターネットやＳＮＳの正しい利用とマナーについての理解を深め、責任ある行動ができるようにする。

カ　感染症などに関連するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。

キ　いじめの問題やその取組についての理解や協力を得るため、学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載するなど、保護者や地域住民、事業者等に対して広報啓発を充実する。

ク　すべての教職員が学校いじめ防止基本方針を共有し、いじめやその対応について正しく理解し、認識して教育活動に取り組む。

（２）早期発見の取組

ア　教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

イ　いじめアンケートや教育相談を定期的（６月下旬、９月下旬、１１月下旬、２月下旬の年４回）に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。

ウ　「先生たすけて」を活用し、心配なことを相談できる環境を整え、児童の小さな SOS の把握に努める。

エ　いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

オ　保護者向けのいじめに関するアンケートを定期的（６月下旬、９月下旬、１１月下旬、２月下旬の年４回）に実施し、家庭での子どもの変化に気づくことができるよう保護者と連携して対応する。

カ　「いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）」を学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。

キ　月に１回の「教職員チェックシート」による点検や年に２回の「hyper-QU」の実施の結果から、学級の様子や個々の児童の様子を把握し、いじめの兆候の把握に努める。

ク　教職員間で情報共有する「子どもを語る会」を定期的に設け、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。

（３）いじめへの対処

ア　いじめの発見・いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、担任、生徒指導担当に連絡し、連絡を受けた者は、速やかに管理職へ報告をあげ、「臨時いじめ対策委員会」を開催し、組織的に対応する。

イ　いじめを受けた児童の安全を確保し、対応する。

ウ　いじめの状況について児童に聴き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心がけ、事実を正確につかむようにする。

エ　記録は、事実が正確に記録されるようにし、適切に管理・保存する。

オ　いじめを行った児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

カ　教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや豊田市青少年相談センター（パルクとよた）のスクールソーシャルワーカー等の専門家や、豊田市法務課、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。

キ　対応が困難な場合などは、パルクとよたのいじめ対応支援チーム、心理や福祉の専門家からの指導・助言を受けるなど、豊田市教育委員会や関係機関等と連携し、適切な助言等を受ける。

ク　いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、新たに生み出さない集団づくりを行う。

ケ　学校外で発生したいじめについて、放課後児童クラブやとよた地域クラブ活動等、児童が所属する団体等がある場合は、当該団体等と連携して対応、指導、見守りを行う。

コ　インターネット上の名誉棄損行為等、犯罪行為が疑われるいじめ事案については、警察署や法務局等と連携して行う。

（４）いじめ解消の目安

いじめが止んだ（解決）と判断できる状態でも、３か月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

<いじめ解決の目安>

・いじめに係る行為がやんでいること。

・いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。

4　いじめの重大事態の疑いがある事案発生時の対応

（1）いじめの重大事態につながる恐れのある事案については、速やかに教育委員会に状況を報告し、早期解決を図る。その後重大事態となった場合は、速やかに教育委員会に報告をし、適切に対応して早期解決を図る。

（2）学校が事実に関する調査を実施する場合は、いじめ問題調査委員会（校内いじめ対策委員会）を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

（3）調査の目的等については、いじめを受けたとされる児童やその保護者、いじめを行ったとされる児童やその保護者に対して説明する。

（4）調査結果については、いじめを受けた児童やその保護者、いじめを行った児童やその保護者に対して適切に情報を提供する。

5　学校の取組に対する検証・見直し

（1）　学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、取組の内容を振り返り、児童や保護者、地域の方の意見を参考にした上で定期的に見直しを図り、実効性のある取組となるよう努める。

（2）教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」「【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え」を年２回（６月、１０月）、保護者アンケートを年に１回（１１月）実施し、いじめ対策委員会で取組の検証を行う。

6　その他

（1）いじめ防止に関する校内研修（ＯＪＴ研修）を年２回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

（2）「学校いじめ防止基本方針」は年度始めに保護者へ配付するとともに、ホームページに掲載する。

（3）長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止やいじめの早期発見に取り組む。



いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）



毎日の生活の中に、これまでとちがった行動や態度が現れていないか確認してみましょう。
※お子様の様子が該当するチェック項目について☑をご記入ください。

○お子さんが「いじめ」を受けていませんか？

朝（登校前）
□朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
□朝になると「体の具合が悪い」と言い、学校を休みたがる。
□欠席連絡した後、急に落ち着き、ほっとした表情になる。
□遅刻や早退が増えた。
□食欲がなくなったり、だまって食べるようになったりした。

夕（下校後）
□勉強しなくなる。集中力がない。
□家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがったりする。
□遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されたりしている。
□親しい友だちが遊びに来ない、遊びに行かない。
□交友関係が変わった。
□電話やメールの着信音におびえる。

夜（就寝前）
□表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
□家族への態度が大きくなる。家族への言動がひどくなる。
□ささいなことでいらいらしたり、物にあたったりする。
□学校や友だちの話題が減った。
□自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。
□理由をはっきり言わないあざや、傷あとがある。
□自分の物を触られるのを嫌がる。
□スマホやパソコン（オンラインゲームを含む）をいつも気にしている。

夜間（就寝後）
□寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
□学校で使う物や持ち物がなくなったり、壊れたりしている。
□教科書やノートにいやがらせの落書きをされたり、破られたりしている。
□服がよごれていたり、破れていたりする。
□スマホやオンラインゲームを確認すると、悪口を言われていたりやりとりを消した形跡があったりする。

○お子さんが「いじめ」をしていませんか？

＊いじめる側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。
□言葉遣いが悪くなる。言うことを聞かない。人のことをばかにする。
□交友関係が変わった。
□買ったおぼえのない物を持っている。
□与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

※チェック項目は、政府広報／文部科学省「いじめのサイン発見シート」を参考にしました。